

## 令和5年度 収集情報

項 目	内 容
テーマ	フリーマーケットサービスの利用に伴う食品衛生に係る普及啓発
要旨	<p>近年、Consumer to consumer（消費者間）の E コマース（電子商取引）と呼ばれる取引が増加している。特に、フリーマーケットサービス（以下「フリマサービス」という。）の利用による、消費者個人がオンラインのフリーマーケットサイトで物品を売買する形態が拡大している。</p> <p>フリマサービスは、スマートフォンがあれば誰でも手軽に出品することが可能で、出品者と購入者双方で個人情報を開示することなく商品の受け渡しができる。</p> <p>一方で、フリマサービスによる取引をめぐるトラブルも発生している。国民生活センターによると、フリマサービスに関連する相談件数は増加傾向にあり、令和3年度では約1万件近く寄せられている<sup>1)</sup>。食品に関するトラブルについては、衛生面の配慮の欠如等による不適切な食品の取扱い事例が報告されている。令和元年10月には、消費者庁がフリマサービス等において、要冷蔵食品を常温で配送していた事例があったとして注意喚起を行った<sup>2)</sup>。</p> <p>令和2年度第2回東京都食品安全情報評価委員会の議事「『新しい日常』における食中毒予防等に関する普及啓発」の検討結果に基づいて行った調査によると、フリマアプリ・サイトを利用した食品の購入に係る食品衛生上の心配について、78.2%が「特にない」と回答したものの、9.2%が「食中毒が心配」、8.6%が「温度管理が心配」、8.3%が「異物混入が心配」と回答した。また、フリマアプリ・サイトを利用した食品の購入に係る食品衛生上の問題があった経験について、89.9%が「特にない」と回答したものの、2.5%が「食中毒（疑い含む）」及び「腐敗、カビ」、2.3%が「異物混入」、2.1%が「温度管理不良」、2.0%が「異味・異臭」と回答した<sup>3)</sup>。</p>
検討の方向性*	インターネット経由のフリマサービスは今後も拡大することが予想される。消費者は出品者にも購入者にもなり得るため、食品を売買する際に法令や規約を遵守し、食品による危害を防ぐ普及啓発が必要である。 効果的・効率的に普及啓発するための方法について検討する。
添付資料	1) 国民生活センター「ウェブ版国民生活」(2022年8月号) (抄) 2) 消費者庁リーフレット「要冷蔵食品の常温配送は危険です」 3) 「新しい日常」での食中毒予防に関する実態調査報告書(抄)

\*情報選定専門委員会における検討結果